

東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素
含有量及びりん含有量に係る総量削減計画

平成 14 年 6 月

東 京 都

東京湾における東京都の化学的酸素要求量、窒素含有量 及びりん含有量に係る総量削減計画

東京都の総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号ハに掲げる区域（指定地域）について、平成13年12月11日付けで環境大臣から通知のあった「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）」に定められた東京都の削減目標量を達成するため、次の各号に掲げる事項を定めるものである。

- 1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量
- 2 削減目標量の達成の方途
- 3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

平成16年度を目標年度とする発生源別の汚濁負荷量の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成11年度における量 (トン/日)
生活排水	53	54
産業排水	6	8
その他	11	11
計	70	73

(注) 生活排水とは、日常生活に伴い排出されるし尿や炊事、洗濯、入浴等の排水であり、下水道や浄化槽を通じ、又は直接公共用水域に排出されるものをいう。
 産業排水とは、物品の製造・加工等に係る工場や事業場からの排水であり、下水道を通じ、又は直接公共用水域に排出されるものをいう。
 その他とは、生活排水及び産業排水以外の土地や家畜等に由来するものをいう。

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成11年度における量 (トン/日)
生活排水	76	77
産業排水	6	6
その他	18	18
計	100	101

(3) りん含有量について

表3 発生源別の汚濁負荷量の削減目標量

区 分	削減目標量 (トン/日)	(参考) 平成11年度における量 (トン/日)
生活排水	5.5	5.9
産業排水	0.5	0.6
その他	1.2	1.2
計	7.2	7.7

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水対策

東京湾に流入する化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の削減を図るには、汚濁負荷の割合が大きい生活排水を効率的に処理することが重要である。

このため、下水道の整備や地域の実情に応じ、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を促進するとともに、これらの生活排水処理の高度化及び施設の適正な維持管理等の生活排水対策を、市町村等と協力しながら、計画的に推進する。

ア 下水道の整備等

(ア) 下水道の整備の促進

下水道の整備については、国の下水道整備七箇年計画との整合を図りつつ、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進する。

区部の処理人口は、平成16年度末までに行政人口792万8千人と同じに、多摩部の処理人口は、平成16年度末までに行政人口400万7千人に対し、367万人にするように努める。

下水道未普及地域においては、普及の促進を図り、下水道普及地域においては、下水処理場における施設の維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、窒素、りんの高度処理施設について、整備の促進を図る。

(イ) 合流式下水道の改善

合流式下水道については、雨天時の雨水吐口等から排出される汚濁負荷を低減するため、雨天時の下水をより多く処理場に送水し処理するための下水管(しゃ集管)及び特に汚れた初期雨水を一時貯留する施設の整備を推進する。

また、緊急対策として、雨天時のごみや白色固形物の流出防止対策等の合流改善クイックプランを推進し、東京湾の水質改善に努める。

表4 下水道整備目標

目標年度	区域	行政人口(千人)	処理人口(千人)
16	区部	7,928	7,928 【 136】
	多摩部	4,007	3,670 【 502】
	計	11,935	11,598 【 638】

(注) 行政人口は、指定地域内の推計人口である。

処理人口は、指定地域内の処理人口である。

【 】書きは、窒素及びりんの高処理人口を示す。(内数)

イ その他の生活排水処理施設の整備等

(ア) 浄化槽の整備等

浄化槽法、建築基準法等に基づき、浄化槽の適正な設置及び保守点検や清掃並びに定期検査の徹底を図る。

既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進等については、「東京都生活排水対策指導要綱」(昭和61年2月27日付60環水規第529号)に基づき、市町村と協力して引き続き実施する。

処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽の設置については、設置者の負担を軽減するため、「東京都合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱」(昭和61年7月2日付61環水規第136号)に基づき、合併処理浄化槽設置整備事業を実施している市町村に対し、引き続き補助を行い普及の促進に努める。

(イ) し尿処理施設の適正管理

公共用水域に放流しているし尿処理施設は、現在、都内に5施設が設置されており、その処理能力は920キロリットル/日である。

今後とも処理施設の管理の徹底により、排水水質の安定及び向上を図る。

(ウ) 生活排水対策重点地域の指定

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び「東京都生活排水対策指導要綱」に基づき、市町村と協力して、家庭でできる雑排水対策についての普及、啓発を行うとともに、特に生活排水対策の実施が必要な地域を重点地域に指定し、計画的、総合的に生活排水対策を推進する。

(2) 産業排水対策

ア 総量規制基準が適用される事業場に対する対策

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル以上の工場等の総量規制基準適用事業場からの化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷量の一層の削減を図るため、排水水質の実態、排水処理の技術水準等を考慮し、業種等の区分ごとに総量規制基準を設定し、その遵守を徹底する。

なお、新・増設の施設については、既設の施設に比べ高度な排水処理技術の導入等が可能であることを考慮し、より厳しい総量規制基準を設定し、汚濁負荷量の削減を図る。

窒素含有量及びりん含有量の上乗せ排水基準の対象となる事業場については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)(以下「環境確保条例」という。)により、規制指導を行う。

なお、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の適用が、当面猶予される既設事業場については、その間、七都県市で策定した東京湾富栄養化対策指導指針(平成8年6月27日)に基づき、引き続き指導等を行う。

イ 総量規制基準が適用されない事業場に対する対策

指定地域内の日平均排水量が50立方メートル未満の総量規制基準が適用されない事業場については、排出水の実態等を考慮し、「小規模事業場排水対策マニュアル」(平成13年3月 環境省環境管理局)等に基づき、適正な排水処理について啓発等を行い、汚濁負荷量の削減に努める。

(3) その他の発生源対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえた対策を講じるとともに、特に新たに総量規制の指定項目に追加された窒素含有量及びりん含有量については、発生源が多岐にわたることから実態に応じて汚濁負荷の低減を図る。

ア 農地からの負荷低減対策

農地については、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき策定した「東京都持続性の高い農業生産方式の導入指針」(平成12年1月31日付労経農芸第2162号)の活用を通じて、化学肥料の施用量を少なくすること等により、農地に由来する汚濁負荷の低減を図る。

イ 家畜からの負荷低減対策

家畜のふん尿については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年法律第112号)等に基づき、家畜排せつ物の野積み等の不適切な管理方法の改善や堆肥化による資源としての有効利用を促進すること等により、家畜排せつ物に由来する汚濁負荷の低減を図る。

ウ 養殖漁場からの負荷低減対策

養殖漁場については、適正な給餌量による養殖及び養魚の排せつ物等の残滓の除去などの啓発を行い、養殖漁場に由来する汚濁負荷の低減を図る。

エ 小型船舶から排出されるし尿の適正処理

東京湾の水質の保全と水辺の快適性を確保するため、環境確保条例により、都立お台場海浜公園に属する水域における小型船舶から排出されるし尿の適正処理について指導を行い、汚濁負荷の低減を図る。

オ 非特定汚染源対策

道路、グラウンド、山林等から雨水等を通じてもたらされる汚濁負荷については、その実態の把握に努める。

(4) 普及、啓発等

水質の保全や汚濁防止を推進するためには、関係する自治体が広域的に連携するとともに、都民及び事業者の理解と協力が不可欠である。

このため、都民・事業者に対して、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努める。

また、環境週間行事、パンフレットの配布等により、家庭・事業場でできる対策の普及、啓発に努める。

さらに、児童・生徒等に対しても、水質の保全等環境を大切にする正しい知識の習得や環境保全活動への参加等について普及、啓発に努める。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 環境改善事業の推進

ア 底質汚泥の除去等

底質汚泥による水質の悪化及び悪臭の発生を防止するため、東京港の運河部及び河川の汚泥しゅんせつを行う。

また、東京港の運河部の一部においては、汚泥しゅんせつと同程度の効果が期待できる覆砂を行う。

イ 中小河川の浄化施設の整備

生活排水等で汚濁している中小河川に水質浄化施設を整備し、中小河川の水質の改善を図る。

ウ 河川の流量確保等

河川の自浄作用を高めるため、流量の少ない河川に下水の高度処理水や他の河川水を導水し、水質の改善を図るとともに、河川の自然環境の保全及び回復に努める。

(2) 監視体制の整備

水質汚濁の状況及び総量規制基準の遵守状況等を把握するため、監視体制の整備に努める。

ア 水質汚濁の監視等

東京湾に流入する河川の水質及びその流量並びに東京湾における水質の汚濁状況を監視する。

また、合流式下水道地域において、雨天時の東京湾への汚濁負荷量を把握する

ための調査を実施する。

イ 汚濁発生源の監視

指定地域内の事業場に対する立入検査等を実施し、汚濁発生源から排出される汚濁負荷量を把握する。

(3) 中小企業への支援措置

東京都中小企業向け融資制度により、汚濁負荷量の削減を目的とした施設整備の促進を図る。

(4) 調査研究の推進

東京湾の水質を改善するために必要な調査研究を実施する。

(5) その他

事業場等における水使用の合理化及び再利用を推進する。

大規模建築物については、雑用水の循環利用システムの導入や、雨水浸透ますや雨水貯留施設の設置の指導等を行い雨水の流出量を抑制し、汚濁負荷の低減を図る。